保護者の皆様へ

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した生徒が登校できない期間です。 (出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。)

これらの感染症(裏面参照)の可能性があって欠席させる場合には、授業開始時間前に学校へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれがなくなった生徒を再登校させる際には、以下の「学校感染症による欠席届」を担任へご提出ください。

*病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

学校感染症による欠席届

東京都立第四商業高等学校長 殿

	年	_組	氏名		
下記の疾患について、月_ このため、月日から_ でご連絡します。	<u>-</u>				登校させますの
病 名:			-		
受診した医療機関名:				-	
電話番号:				-	
	令和	口年	三月	_ H	
	保護	養者名_			印

	考え方	万9 へさ感染症の種類及の出席停止の 感染症の種類	出席停止の期間の基準
答	感染症法の一	エボラ出血熱	治癒するまで
第一	類感染症及び	クリミア・コンゴ出血熱	
種	二類感染症	痘そう	※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関
	(結核を除	南米出血熱	する法律第六条第七項から第九項までに規定する
	⟨。)	ペスト	「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」
		マールブルグ病	及び「新感染症」は第一種の感染症と見なす。
		ラッサ熱	
		急性灰白髄炎	
		ジフテリア	
		重症急性呼吸器症候群(病原体がコ	
		ロナウイルス属SARSコロナウィ	
		ルスであるものに限る。)	
		中東呼吸器症候群(病原体がベータ	
		コロナウィルス属MERSコロナウ	
		ィルスであるものに限る。)	
		特定鳥インフルエンザ(感染症の予	
		防及び感染症患者に対する医療に関	
		する法律(平成十年法律第百十四号)	
		第六条第三項第六号に規定する特定	
£4£ :	空気感染また	鳥インフルエンザをいう。) インフルエンザ(特定鳥インフルエ	 発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼児にあ
第二種	は、飛沫感染	イン / ルエン り (特定 鳥 イン / ルエーン がを除く。)	っては3日)を経過するまで
種	は、飛杯燃来	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌
	児童生徒等の	(薬療法による治療が終了するまで
	罹患が多く、	麻しん	解熱した後3日を経過するまで
	学校において	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日
	流行を広げる		を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
	可能性の高い	風しん	発しんが消失するまで
	もの	水痘	全ての発しんがかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症(病原体	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後
		がベータコロナウイルス属のコロナ	1日を経過するまで
		ウイルス(令和二年一月に、中華人	
		民共和国から世界保健機関に対し て、人に伝染する能力を有すること	
		が新たに報告されたものに限る。)で	
		あるものに限る。)	
		結核	□ 病状により学校医その他の医師において感染のおそ
		THE IZA	れがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそ
		PREルケグ 四 工 IPEルケグ	れがないと認めるまで
笋	学校教育活動	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそ
第三種	を通じ、学校	細菌性赤痢	れがないと認めるまで
種	において流行	腸管出血性大腸菌感染症	
	を広げる可能	腸チフス	
	性があるもの	パラチフス	
		流行性角結膜炎	
	Az filosos	急性出血性結膜炎	W.b 17 W. D. S. J
	条件によって	その他の感染症	学校で通常見られないような重大な流行が起こった
	は出席停止の		場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があると
	措置が考えら れるもの	A型肝炎、B型肝炎 手足口病	きに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染 症として緊急的に措置を取ることができる。
	110000	手足口柄 伝染性紅斑	7年として※心印に疳匪を収ることができる。
		仏朱性私班	
		マイコプラズマ感染症	
		感染性胃腸炎	
		など	
	l	•	

関係法令) 学校保健安全法施行規則第18、19条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令(令和 5年文部科学省令第22号令和5年5月8日施行)

参考文献) 「学校において予防すべき感染症の解説<平成30(2018)年発行>」